新

秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札の参加要件標準

（平成２０年３月１７日建管－２４６０）

第１章　土木関係建設コンサルタント業務

１－１　参加要件

略

(1) 略

(2) 農業農村整備業務標準積算基準書(秋田県農林水産部)を適用する業務の標準要件（表１－２）

要　件		業務区分			
		業務Ａ	業務Ｂ	業務Ｃ	業務Ｄ
地域 注1)	地域要件	・県内に主たる営業所	・県内に主たる営業所	・県内に主たる営業所 ・県内に営業所	・東北管内に主たる営業所 ・東北管内に営業所
実績 注2)	会社	(必要に応じて) 同種類似業務実績	（必要に応じて） 同種類似業務実績	同種類似業務実績	同種類似業務実績
	管理技術者	－	（必要に応じて） 同種類似業務実績	同種類似業務実績	同種類似業務実績
	照査技術者	－	－	同種類似業務実績	同種類似業務実績
配置予定技術者の資格 注3) 注4)	管理技術者	・技術士 ・技術士同等 ・ＲＣＣＭ （全て部門指定） ・農業土木技術管理士 （生物等調査を除く） ・農業用ため池管理保全技士 (農業用ため池に関する業務に限る)	・技術士 ・技術士同等 ・ＲＣＣＭ （全て部門指定） ・農業土木技術管理士 （生物等調査を除く） ・農業用ため池管理保全技士 (農業用ため池に関する業務に限る)	・技術士 ・技術士同等 （全て部門指定）	・技術士 （部門指定）
	照査技術者	・技術士 ・技術士同等 ・ＲＣＣＭ （全て部門指定） ・農業土木技術管理士 （生物等調査を除く） ・農業用ため池管理保全技士 (農業用ため池に関する業務に限る)	・技術士 ・技術士同等 ・ＲＣＣＭ （全て部門指定） ・農業土木技術管理士 （生物等調査を除く） ・農業用ため池管理保全技士 (農業用ため池に関する業務に限る)	・技術士 ・技術士同等 ・ＲＣＣＭ （全て部門指定） ・農業土木技術管理士 （生物等調査を除く） ・農業用ため池管理保全技士 (農業用ため池に関する業務に限る)	・技術士 （部門指定）

旧

秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札の参加要件標準

（平成２０年３月１７日建管－２４６０）

第１章　土木関係建設コンサルタント業務

１－１　参加要件

略

(1) 略

(2) 農業農村整備業務標準積算基準書(秋田県農林水産部)を適用する業務の標準要件（表１－２）

要　件		業務区分			
		業務Ａ	業務Ｂ	業務Ｃ	業務Ｄ
地域 注1)	地域要件	・県内に主たる営業所	・県内に主たる営業所	・県内に主たる営業所 ・県内に営業所	・東北管内に主たる営業所 ・東北管内に営業所
実績 注2)	会社	(必要に応じて) 同種類似業務実績	（必要に応じて） 同種類似業務実績	同種類似業務実績	同種類似業務実績
	管理技術者	－	（必要に応じて） 同種類似業務実績	同種類似業務実績	同種類似業務実績
	照査技術者	－	－	同種類似業務実績	同種類似業務実績
配置予定技術者の資格 注3) 注4)	管理技術者	・技術士 ・技術士同等 ・ＲＣＣＭ （全て部門指定） ・農業土木技術管理士	・技術士 ・技術士同等 ・ＲＣＣＭ （全て部門指定） ・農業土木技術管理士	・技術士 ・技術士同等 （全て部門指定）	・技術士 （部門指定）
	照査技術者	・技術士 ・技術士同等 ・ＲＣＣＭ （全て部門指定） ・農業土木技術管理士	・技術士 ・技術士同等 ・ＲＣＣＭ （全て部門指定） ・農業土木技術管理士	・技術士 ・技術士同等 ・ＲＣＣＭ （全て部門指定） ・農業土木技術管理士	・技術士 （部門指定）

新	旧
注１）　営業所とは登録規程第４条第１項第２号に規定する営業所とし、主たる営業所とは登録規程第７条第１項に基づく現況報告書に記載された主たる営業所のことをいう。 注２）　同種類似業務の実績は、国等から受注した業務とする。 注３）　管理技術者又は照査技術者の部門指定は、登録規程の別表に掲げる各登録部門を指定するものとする。なお、部門指定にあたっては、業務内容により複数の部門を指定することができるものとする。 注４）　技術士同等とは、登録規程第３条第１号ロに該当する者をいう。 注５）　業務Ａであって３百万円未満の業務は照査技術者の資格を問わない。 注６）　業務Ｄで高度な技術力を必要とする場合は、地域要件を拡大できるものとする。また、競争性が確保できる場合にあっては、「県内に主たる営業所または営業所」とすることができるものとする。 (3)　略 １－２　その他 (1)～(2)　略 第２章～第６章　略 附　則 １　この改正は、令和５年１０月１日から施行する。 ２　改正後の規定は、令和５年１０月１日以降に入札公告を行う業務に適用する。	注１）　営業所とは登録規程第４条第１項第２号に規定する営業所とし、主たる営業所とは登録規程第７条第１項に基づく現況報告書に記載された主たる営業所のことをいう。 注２）　同種類似業務の実績は、国等から受注した業務とする。 注３）　管理技術者又は照査技術者の部門指定は、登録規程の別表に掲げる各登録部門を指定するものとする。なお、部門指定にあたっては、業務内容により複数の部門を指定することができるものとする。 注４）　技術士同等とは、登録規程第３条第１号ロに該当する者をいう。 注５）　業務Ａであって３百万円未満の業務は照査技術者の資格を問わない。 注６）　業務Ｄで高度な技術力を必要とする場合は、地域要件を拡大できるものとする。また、競争性が確保できる場合にあっては、「県内に主たる営業所または営業所」とすることができるものとする。 (3)　略 １－２　その他 (1)～(2)　略 第２章～第６章　略

新

別表－５

前表以外の工種については、次の業務区分表を標準とする。（業務Ａ、Ｂの区分は設計金額による）

工種	基本設計		実施設計		備考（上乗せ）
	設計内容	業務区分	設計内容	業務区分	
橋梁上部工（コンクリート）	橋梁基本設計	業務Ｄ	［ＲＣ橋］ 単純床版 単純中空床版 単純Ｔ桁 ［ＰＣ橋］ 単純プレテンＩ桁 単純プレテンＴ桁 単純プレテンホロー桁	業務Ａ（700万円未満）又は業務Ｂ（700万円以上）	［基本設計］ ・現場制約が強く、特殊な工法、仮設計画が必要なもの ［実施設計］ ・長大橋で、風洞実験等の模型実験の必要なもの ・構造解析が２次元でなく、３次元の計算が必要なもの ・非対称、カーブの度数が強く、構造計算が複雑なもの ・現場の制約条件があり特殊な施工方法、仮設計画が必要なもの
			［ＲＣ橋］ 連続中空床版 連続Ｔ桁 連続ラーメン ［ＰＣ橋］ 単純中空床版 単純ポステンＴ桁 単純箱桁 連結プレテンＴ桁 連結ポステンＴ桁 連結中空床版	業務Ｃ	
			［ＰＣ橋］ 連続ポステンＴ桁 連続箱桁 斜材付π型ラーメン	業務Ｄ	
橋梁上部工（鋼橋）	橋梁基本設計	業務Ｄ	単純Ｈ形 単純合成Ｈ形 単純合成鈑桁 単純トラス 単純鈑桁	業務Ａ（700万円未満）又は業務Ｂ（700万円以上）	［基本設計］ ・現場制約が強く、特殊な工法、仮設計画が必要なもの ［実施設計］ ・長大橋で、風洞実験等の模型実験の必要なもの ・構造解析が２次元でなく、３次元の計算が必要なもの ・非対称、カーブの度数が強く、構造計算が複雑なもの ・現場の制約条件があり特殊な施工方法、仮設計画が必要なもの
			単純鋼床版鈑桁 単純箱桁 単純合成箱桁 単純鋼床版箱桁 ゲルバー桁（非合成） 連続鈑桁 ゲルバートラス 連続トラス 連続箱桁	業務Ｃ	

旧

別表－５

前表以外の工種については、次の業務区分表を標準とする。（業務Ａ、Ｂの区分は設計金額による）

工種	基本設計		実施設計		備考（上乗せ）
	設計内容	業務区分	設計内容	業務区分	
橋梁上部工（コンクリート）	橋梁基本設計	業務Ｄ	［ＲＣ橋］ 単純床版 単純中空床版 単純Ｔ桁 ［ＰＣ橋］ 単純プレテンＩ桁 単純プレテンＴ桁 単純プレテンホロー桁	業務Ａ（700万円未満）又は業務Ｂ（700万円以上）	［基本設計］ ・現場制約が強く、特殊な工法、仮設計画が必要なもの ［実施設計］ ・長大橋で、風洞実験等の模型実験の必要なもの ・構造解析が２次元でなく、３次元の計算が必要なもの ・非対称、カーブの度数が強く、構造計算が複雑なもの ・現場の制約条件があり特殊な施工方法、仮設計画が必要なもの
			［ＲＣ橋］ 連続中空床版 連続Ｔ桁 連続ラーメン ［ＰＣ橋］ 単純中空床版 単純ポステンＴ桁 単純箱桁 連結プレテンＴ桁 連結ポステンＴ桁 連結中空床版	業務Ｃ	
			［ＰＣ橋］ 連続ポステンＴ桁 連続箱桁 斜材付π型ラーメン	業務Ｄ	
橋梁上部工（鋼橋）	橋梁基本設計	業務Ｄ	単純Ｈ形 単純合成Ｈ形 単純合成鈑桁 単純トラス 単純鈑桁	業務Ａ（700万円未満）又は業務Ｂ（700万円以上）	［基本設計］ ・現場制約が強く、特殊な工法、仮設計画が必要なもの ［実施設計］ ・長大橋で、風洞実験等の模型実験の必要なもの ・構造解析が２次元でなく、３次元の計算が必要なもの ・非対称、カーブの度数が強く、構造計算が複雑なもの ・現場の制約条件があり特殊な施工方法、仮設計画が必要なもの
			単純鋼床版鈑桁 単純箱桁 単純合成箱桁 単純鋼床版箱桁 ゲルバー桁（非合成） 連続鈑桁 ゲルバートラス 連続トラス 連続箱桁	業務Ｃ	

新

前表以外の工種については、次の業務区分表を標準とする

工種	基本設計		実施設計		備考（上乗せ）
	設計内容	業務区分	設計内容	業務区分	
橋梁上部工 （鋼橋）			π型ラーメン	業務C	
			連続鋼床版鈑桁 連続鋼床版箱桁	業務D	
橋梁下部工	－	－	［橋台］ 重力式 逆T式 ［橋脚］ 重力式 壁式（逆T式） 柱式（２柱式） 張出式	業務A（700万円未満）又は業務B（700万円以上）	
			［橋台］ 控え壁（扶随式） ラーメン式 箱式 ラーメン式（２方向） ［橋脚］ ラーメン式 ＳＲＣ 中空式	業務C	
			高度な技術的判定を要するもの	業務D	
橋梁基礎工	－	－	場所打杭 既製杭	業務C	
			深礎杭 井筒 矢板ウェル ニューマチックケーソン	業務D	
道路構造物設計	擁壁 補強土壁（普通） 法面土（普通） 箱型暗渠	業務A（700万円未満）又は業務B（700万円以上）	擁壁 補強土壁（普通） 法面工（普通） 箱型暗渠	業務A（700万円未満）又は業務B（700万円以上）	
	擁壁 補強土壁（高度） 法面土（高度） 門型ラーメン	業務C	擁壁 補強土壁（高度） 法面工（高度） 門型ラーメン	業務C	

旧

前表以外の工種については、次の業務区分表を標準とする

工種	基本設計		実施設計		備考（上乗せ）
	設計内容	業務区分	設計内容	業務区分	
橋梁上部工 （鋼橋）			π型ラーメン	業務C	
			連続鋼床版鈑桁 連続鋼床版箱桁	業務D	
橋梁下部工	－	－	［橋台］ 重力式 逆T式 ［橋脚］ 重力式 壁式（逆T式） 柱式（２柱式） 張出式	業務A（700万円未満）又は業務B（700万円以上）	
			［橋台］ 控え壁（扶随式） ラーメン式 箱式 ラーメン式（２方向） ［橋脚］ ラーメン式 ＳＲＣ 中空式	業務C	
			高度な技術的判定を要するもの	業務D	
橋梁基礎工	－	－	場所打杭 既製杭	業務C	
			深礎杭 井筒 矢板ウェル ニューマチックケーソン	業務D	
道路構造物設計	擁壁 補強土壁（普通） 法面土（普通） 箱型暗渠	業務A（700万円未満）又は業務B（700万円以上）	擁壁 補強土壁（普通） 法面工（普通） 箱型暗渠	業務A（700万円未満）又は業務B（700万円以上）	
	擁壁 補強土壁（高度） 法面土（高度） 門型ラーメン	業務C	擁壁 補強土壁（高度） 法面工（高度） 門型ラーメン	業務C	

新

前表以外の工種については、次の業務区分表を標準とする。

業務区分 工種	業務A(700万円未満)・ 業務B(700万円以上)	業務C	業務D
解析業務	資料整理及びデータ整理的な業務、機能評価	気象、水文、地質、設計施工データの解析、環境影響評価（水質、大気質測定、生態系調査、機能評価に基づく機能更新検討）	高度な技術的判定を要する気象、水文、地質、設計施工データの解析、更新評価に基づく機能更新において特殊な構造解析、特殊な工法検討（仮設計画）が必要なもの
秋田県農業農村整備事業設計業務	頭首工補修、ポンプ補修、用水路(開水路)補修、水路トンネル補修、排水路補修、ほ場整備用排水路、補助暗渠工		
地すべり対策工設計業務		普通の技術力を要するもの	技術的に極めて高度でありかつ複雑困難なもの
その他	積算参考資料作成、現場技術業務、機能診断業務、監督技術業務、積算技術業務、土地改良財産譲与資料作成業務	小水力発電所設計	次に示す業務の業務区分は業務Dとする。 1）　審査会・委員会（学識経験者含む）を設立、運営し、対外機関との協議調整が必要なもの） 2）　非定型業務で、先例が少なく、先駆的に解析手法を開発するもので、プロポーザル式方式等による高度な技術力を要するもの 3）　河川法第23条、第47条及び第48条の技術的に特殊な河川協議関係の資料作成に関するもの

注1）業務ランクが業務D以下の場合

同一設計業務等に各工種が混在し、業務ランクが異なる場合は、その設計業務の支配的な工種の業務ランクを使用する。

旧

前表以外の工種については、次の業務区分表を標準とする。

業務区分 工種	業務A(700万円未満)・ 業務B(700万円以上)	業務C	業務D
解析業務	資料整理及びデータ整理的な業務、機能評価	気象、水文、地質、設計施工データの解析、環境影響評価（水質、大気質測定、生態系調査に基づく工法等検討、機能評価に基づく機能更新検討）	高度な技術的判定を要する気象、水文、地質、設計施工データの解析、更新評価に基づく機能更新において特殊な構造解析、特殊な工法検討（仮設計画）が必要なもの
秋田県農業農村整備事業設計業務	頭首工補修、ポンプ補修、用水路(開水路)補修、水路トンネル補修、排水路補修、ほ場整備用排水路、補助暗渠工		
地すべり対策工設計業務		普通の技術力を要するもの	技術的に極めて高度でありかつ複雑困難なもの
その他	積算参考資料作成、現場技術業務、機能診断業務、監督技術業務、積算技術業務、土地改良財産譲与資料作成業務	小水力発電所設計	次に示す業務の業務区分は業務Dとする。 1）　審査会・委員会（学識経験者含む）を設立、運営し、対外機関との協議調整が必要なもの） 2）　非定型業務で、先例が少なく、先駆的に解析手法を開発するもので、プロポーザル式方式等による高度な技術力を要するもの 3）　河川法第23条、第47条及び第48条の技術的に特殊な河川協議関係の資料作成に関するもの

注1）業務ランクが業務D以下の場合

同一設計業務等に各工種が混在し、業務ランクが異なる場合は、その設計業務の支配的な工種の業務ランクを使用する。

新	旧
2）業務ランクが業務Dを超える場合 業務の技術的難易度が異なるものが混在している場合は、単なる支配的な工種の業務ランクとせず、それぞれの技術的難易度を総合的に勘案して、当該業務の業務ランクを定めるものとする。	2）業務ランクが業務Dを超える場合 業務の技術的難易度が異なるものが混在している場合は、単なる支配的な工種の業務ランクとせず、それぞれの技術的難易度を総合的に勘案して、当該業務の業務ランクを定めるものとする。